

平成 30 年 7 月 4 日

◎池脇委員長 それでは、ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(12 時 59 分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎池脇委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

御報告いたします。7 月 2 日の委員会において、橋本委員から質問のありました非強制徴収債権の放棄に係る工事請負契約の保証について、執行部から説明を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

◎夕部消防政策課長 先日の委員会で御説明できませんでした非強制徴収債権の放棄に関する建設請負工事契約に係る保証について、改めて御説明させていただきたいと思っております。契約の保証については、契約規則第 39 条に基づきまして契約保証金を納めていただくこととなっておりますが、同規則 40 条で建設工事請負対象額が 500 万円以下の場合や、県との間で同種の規模の実績等がある場合などに該当する場合は契約保証金を免除できることとなっております。今回の契約につきましても、これに該当することとなるため、契約保証金を免除しております。御説明できずに大変申しわけございませんでした。

◎池脇委員長 以上で、終わります。

それでは、委員長報告の取りまとめを行います。委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 2 号議案、第 7 号議案、第 8 号議案、以上 3 件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、地域福祉部についてであります。

第 8 号「高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、平成 30 年 3 月 22 日施行の介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令により介護保険法施行規則が改正され、新たに介護医療院に係る許可・変更を必要とする事項が定められたことから、高知県介護保険法関係手数料徴収条例において、変更許可申請手数料を徴収する事項を追加する改正を行おうとするものであるとの説明がありました。

委員から、入所定員の変更については規定済みであり、今回の改正で建物の構造概要等の変更が追加されることになるが、その背景は何かとの質疑がありました。

執行部からは、介護保険法の改正の際に入所定員に関しては国から示され、平成 30 年 2

月定例会で条例を改正していたが、建物の構造概要等の変更に係る事項が条例改正後の平成 30 年 3 月 22 日に省令で示されたため、新たに手数料を徴収する項目として追加するものである。なお、介護老人保健施設でも同様の規定となっているとの答弁がありました。

次に、第 2 号「平成 30 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算」について、執行部から、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額などについては、議会の議決を必要とするものであり、正しくは平成 30 年 2 月定例会提出議案へ起債に関する条項の記載が必要であったことから、今回追加して提出するものである。今後は、必要事項を適切に確認することとし、適正な執行に努めるとの説明がありました。

委員から、担当課としての再発防止に向けた取り組みについて説明はあったが、記載漏れが起こった原因は何かとの質疑がありました。

執行部からは、今回の地方債の借入れにおいては、平成 17 年度以降実施していなかったことから、議案の記載事項の確認や担当者の異動に伴う引き継ぎが不十分であったことが考えられる。特別会計において地方債を財源とする場合は、地方債に係る条文と表の記載があることの確認とともに、議案書と議案説明書の突合を徹底することに改めて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

健康政策部についてであります。

「安芸総合庁舎免震装置交換工事について」執行部から、安芸総合庁舎は免震構造を採用し、平成 26 年 3 月に竣工したが、その免震材料として使用している東洋ゴム工業株式会社の高減衰ゴム系積層ゴムが、大臣認定不適合・不正取得を理由として、平成 27 年 3 月 13 日に大臣認定が取り消され、免震装置を交換する必要が生じていた。このたび詳細が決定し、6 月 28 日に国土交通省に建築基準法上の大臣認定の申請を行い、7 月末に大臣認定を取得できる見通しとなっている。全ての工程が順調に進めば、平成 31 年 5 月下旬には工事が完了する予定であるとの説明がありました。

委員から、工場で製作される新たな免震装置が大臣認定に合致しているか確認することが必要だと思うが、チェック体制はどうなっているのかとの質問がありました。

執行部からは、業界団体で組織する専門機関による性能評価の認証を受けるとともに、県も工事を監督する立場として工場に出向き実際の性能を厳しくチェックし、しっかりと監理していくとの答弁がありました。

次に、危機管理部についてであります。

「高知県国民保護計画の変更について」執行部から、今回、北朝鮮情勢を踏まえて国の基本指針が平成 29 年 12 月に一部変更されたことなどにより、高知県国民保護計画も変更するもので、計画の変更について 6 月 26 日に閣議決定されたことを受けて、国民保護法に

基づき議会に報告するものであるとの説明がありました。

委員から、避難施設として堅牢な建築物や地下施設を指定とあるが、実際に命を守ることができる建築物があるのか、また具体的にはどういった建築物を指定しているのかとの質問がありました。

執行部からは、避難施設については県内で各市町村に1,000カ所以上を指定している。また、堅牢な建築物であるコンクリート建築物については700カ所以上を指定しており、一部の市町村では地下の施設も指定しているとの答弁がありました。

さらに委員から、米朝首脳会談を受けて、国の判断により住民避難訓練を見送る措置がなされている。そういった変化はこの計画に反映されていないが、今後どう対応していくのかとの質問がありました。

執行部からは、北朝鮮の情勢については今後とも注視していく。情勢の変化があれば必要に応じて訓練も行っていく必要があると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、国民及び県民の生命と財産を守るための重要な計画であるので、遺漏なくしっかりと計画が実現できるように対応してもらいたいとの要請がありました。

最後に、第2号「平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算」について、全会一致をもって可決すべきものと決しましたが、平成30年2月定例会提出議案への記載漏れといった事例があった担当部局として再発防止に取り組むとともに、全庁的にも再発防止に向けてしっかり取り組むよう要請します。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎池脇委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎池脇委員長 それでは、正場に復します。

それでは、ただいま協議いたしました文案により、本会議で委員長報告を行うことといたします。

なお、細部の調整については、正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎池脇委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎池脇委員長 それでは、次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにより御異議ありませんか。

(異議なし)

◎池脇委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんに2点ほどお諮りしたいことがあります。

まず1点目は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」の委員会を、8月3日金曜日の午前10時より開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎池脇委員長 御異議なしと認めます。8月3日に決定といたします。

なお、取りまとめ事項については、正副委員長一任とさせていただきます。

次に、委員会の県外調査の候補地について、書記に説明させます。

(書記説明)

◎池脇委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。

小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小 休)

－候補地について協議－

◎池脇委員長 正場に復します。

それでは、協議の結果、調査先については東北・北海道案と、日程については8月29日から31日と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎池脇委員長 御異議なしと認めます。それでは、さよう決定いたしました。

なお、調査・宿泊先等に係る細部の調整につきましては、正副委員長に一任をお願いいたします。

以上をもって、日程は全部終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(13時17分閉会)